

## 日本放射線技師教育学会 会費規則

### 【会費】

第1条 本会の会費については、本会の会則に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 会費は次のとおり定める。

1) 正会員は年額2,000円とする。ただし、役員については年額5,000円とする。

2) 準会員は年額1,000円とする。

第3条 会費は当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

第4条 会費は年額を分割して納入することができない。

第5条 会費の変更は理事会の議を経て、総会で決定する。

### 【附則】

この規則は平成20年2月2日より施行する。